

可児高等学校いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・集団からの仲間はずれや無視。
- ・遊ぶふりをして、軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット上（パソコンや携帯電話によるSNSやメール等）で誹謗中傷や嫌がらせを受ける等。

（3）可児高等学校の姿勢・課題

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、HRづくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動等課外活動においても良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 組織の名称

「いじめ防止等対策検討会議」

② 組織の構成員

- ・学校関係者※1（校長、教頭、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当）

※1 学校関係の構成員については、いじめ問題に直接関わる職員（発見者、クラス担任や部活動顧問、養護教諭など）も必要に応じて加えるものとする。

- ・外部専門家および第三者（弁護士、臨床心理士、公認心理士、保護者代表、地域代表）

③ 組織の運営

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織として本会議を組織する。
- ・年2回（7月と1月）いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について第三者から意見をもらうとともに見直しを図る。
- ・いじめ事案が発生した時に迅速に対応するため、校内にいじめ防止対策委員会を組織する。必要に応じて外部の専門機関等と連携し、本会議を組織するものとする。

(2) 本校における組織的取組

① 学校全体

- ・教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する（地域貢献やボランティア等）。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・いじめ対応に係る教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。
- ・「学校いじめ防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。
- ・いじめ防止基本方針に基づく取組が行われているかどうかを学校評価の評価項目に位置づける。
- ・いじめ防止基本方針を年度の開始時に生徒・保護者・関係機関等に説明し、共通理解を図る。

② 生徒支援部

- ・学校生活における規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導・支援する。
- ・定期的に「いじめ実態調査」を実施し、状況の把握及び問題の解決を図る。
- ・交通安全教育を推進し、命の大切さを訴える。

- ・情報モラルに関する指導を入学時に行い、以後も定期的に実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、PITCREW（ネットパトロール委託業者）、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・M S L活動を通した社会貢献活動への参加により、自己有用感や自己肯定感を育み、社会の一員としての自覚を高める。
- ・生活支援体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査を有効に活用できるよう職員研修を実施する。

③ 教務部

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導ではわかる授業を確立する。
- ・主体的・対話的で深い学びを促す授業を推進し、生徒相互のコミュニケーション能力を高める。
- ・P T A総会や学年保護者懇談等でのいじめ防止に向けた研修や講演会を企画する。
- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。

④ キャリアサポートセンター

- ・高校3年間の方向付けや目的意識を早期から育成し、自己実現の意識を高める。
- ・はつらつ講座（外部講師による進路別セミナー）を複数回開催し、生徒が主体的に自己実現をする意欲を高めると共に、将来の展望を開かせることで、自己有用感を育む。
- ・インターンシップや社会体験学習により、社会における規律を習得させる。

⑤ 特別活動部

- ・H R活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動によるいじめ防止に関わる主体的活動の推進を図る。
- ・学校行事における全校及び学年・クラス内の協力・協調による居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

⑥ 探究部

- ・地域課題解決型キャリア教育を推進し、地域の大人との関わりの中で将来を展望させ、自己有用感を育む。

⑦ 保健厚生部

- ・年3回の「命を守る訓練」を通じて命の大切さを考えさせる。

⑧ 各学年部

- ・リーダーを養成するという観点で校外研修をとらえ、生徒間の望ましい人間関係を育む。
- ・生徒との信頼関係を高めること、また生徒一人一人の変化を見逃すことなく、早期に支援できる体制を作ることを目的として、宅習記録を有効に活用する。

(3) 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

月	行 事	取 組 内 容
4	第1回LHR（仲間作り） 教育相談（二者面談） 1年生心理検査 校内いじめ防止職員研修 交通安全講話 校外研修 命を守る訓練①	<ul style="list-style-type: none"> ・エンカウンターにより温かい人間関係の醸成を行う。 ・生徒の生活状況や人間関係等を確認する。 ・生徒の内面を知るための資料収集を行う。 ・学校の方針と具体的対応を確認する。 ・全校生徒対象に実施する。（協力：可児警察署） ・リーダーの養成と望ましい人間関係を育む。 ・命の大切さを考えさせる。
5	情報モラル講話 生活支援研修会（職員研修） 心理理解調査	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルについて学ぶ（協力：可児警察署） ・スクールカウンセラーによる研修を行う。 ・心理検査の結果を専門家とともに分析する。
6	第1回いじめに関するアンケート 命を守る訓練② 体育祭	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートを実施する。 ・命の大切さを考えさせる。 ・リーダーの養成と望ましい人間関係の育成。
7	第1回いじめ防止等対策検討会議 保護者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組について、検討する。 ・家庭生活の状況確認を行う。
8	インターンシップ（希望者）	<ul style="list-style-type: none"> ・職業体験で豊かな心を養う。
9	校内いじめ防止職員研修 命を守る訓練③ 文化祭 教育相談（二者面談）	<ul style="list-style-type: none"> ・前期末時点での生徒の情報交換を行う。 ・命の大切さを考えさせる。 ・リーダーの養成と望ましい人間関係の育成。 ・生徒の生活状況や人間関係等を確認する。
10	球技大会 修学旅行 第2回いじめに関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・リーダーの養成と望ましい人間関係の育成。 ・リーダーの養成と望ましい人間関係の育成。 ・アンケートを実施する。
11	ひびきあい活動	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講話や映画鑑賞により人権意識を高める。
12	校内いじめ防止職員研修 保護者懇談会（三者懇談） 第3回いじめに関するアンケート	<ul style="list-style-type: none"> ・後期中間時点での生徒の情報交換を行う。 ・家庭生活の状況確認を行う。 ・アンケートを実施する。
1	第2回いじめ防止等対策検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組を検証し、次年度に向けての課題を明らかにする。
通年	全校集会・学年集会 交通安全指導 登校指導（朝の挨拶）	<ul style="list-style-type: none"> ・思いやりや人権意識を高める講話をを行う。 ・交通ルール・マナーを守ることを通じて、思いやりの心を育てる。 ・教員が子供の表情などを観察し、いち早く変化に気付いたり声をかけたりする。

3 いじめ問題の早期発見のための取組と留意点

(1) 早期発見の取組

- ① 主任会、学年会、生徒支援部会で、常に生徒に関する情報交換を行う。
- ② 定期的に実態調査を実施し、状況を把握する。（7月、12月、3月の年3回）
この調査には「いじめに関するアンケート」として実施したものも加える。
- ③ 宅習記録などに心配な記述が見られた場合は、直ちに関係生徒との面談を持ち事情を聞くとともに、関係する職員で情報共有を図り上記①の会議で取り上げる。
- ④ 保健室来室の状況を担任、学年会、生徒支援部会で共有し、問題の早期発見に努める。
- ⑤ 保護者とともに朝のPTA職員「交通安全指導」（10、11月）で生徒の姿・態度などを観察する。
- ⑥ 生徒支援部による朝の登校指導、担任による朝のS H Rなどを定点観測と位置づけ、生徒の些細な変化を見逃さず、問題の早期発見に努める。
- ⑦ 部活動顧問は、部活動内の人間関係の把握に努め、異状については担任と情報を共有する。

(2) 早期発見の留意点

教職員は次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- ① 認知件数の増加は肯定的に評価されるものであること。
- ② いじめやいじめに発展する状況を発見した場合、学校職員は速やかに、いじめ防止対策委員会にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- ③ 関係生徒がすぐに謝罪した場合などすぐに良好な人間関係が再び構築された場合などは、状況を見守るなどの柔軟な対応を行う。ただし、いじめ防止対策委員会等への情報提供を行う。
- ④ 日常業務の中で最優先すべき事案は、命に関わる事案と自殺予防、いじめ問題への対応であること。

4 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第23条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支

援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

① 組織対応

- ・生徒支援部と学年団による対応
- ・いじめ防止対策委員会及びいじめ防止等対策検討会議による対応
- ・スペシャリストサポート事業を活用した対応

② 対応順序

- ・いじめの可能性のある事案が発生した場合、ただちにいじめ防止対策委員会に報告すると共に、該当学年団および生徒支援部が中心となり2人以上のチームを組んで、関係生徒や周辺生徒、保護者からの事実関係の把握をおこなう。
- ・いじめ防止対策委員会で問題の内容がいじめとして対処すべきかどうかの判断をおこなう。
- ・上記の委員会で判断材料が不足している場合はさらなる調査をおこなう。
- ・HR 担任、学年団、生活支援担当者、養護教諭等が中心になって対象生徒と保護者への説明と支援をおこなう。必要があれば専門家の支援を要請する。
- ・成育歴、家庭環境、過去の指導歴などを考慮したうえで、関係生徒への指導・支援と保護者への説明や助言をおこなう。
- ・指導・支援方法やその計画については、いじめ防止対策委員会で協議・決定をする。
- ・地域担当生徒指導主事及び岐阜県教育委員会への連絡と経過説明をおこない助言等を求める。
- ・生徒支援部と学年団、HR 担任が中心となって、いじめ問題の再発を防ぐために事後指導や経過観察を注意深くおこなう。
- ・岐阜県教育委員会へ経過や背景、対応、結果等について報告書を作成し提出する。

(2) いじめ問題の解消について

①事後指導と経過観察

一定の指導・支援が終了した後、生徒支援部と学年団を中心に事後指導や経過観察を3か月以上行う。

②解消の判断

いじめの解消については、(2)①の指導・支援が終了後いじめ防止対策委員会で判断する。

その際「いじめに係る行為が止んでいること」「対象生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件が満たされていることを要件とする。

またいじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、当該いじめの対象生徒およびその関係生徒に対し、日常的に注意深く観察することを確認する。

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

法：第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

① 対応順序

- ・県教育委員会（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、詳しい調査について、学校主体か県教育委員会主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

② 学校主体調査

- ・いじめ防止等対策検討会議で調査を行うが、重大事態に直接の人間関係や利害関係がある構成員以外で行う。
- ・スペシャリストサポート事業を活用して第三者を加えることができる。

③ 学校主体調査の注意事項

- ・地域担当生徒指導主事や学校安全課と連携をとり、指示を仰ぐ。
- ・説明責任が果たせることを念頭においた生徒のプライバシー及び関係者の個人情報の保護を

おこなう。

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り明確にする。
- ・学校にとって不都合な事実があっても、事実にしつかり向かい合おうとする姿勢で臨む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に調査内容やその用途等について説明を十分おこなう。
- ・調査結果は県教育委員会へ報告する。

④ 重大事態への対応の留意点

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

5 情報等の取扱い

個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、対象生徒やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要になったり、訴訟等に発展した場合には情報の開示を求められることがある。これを想定して、心理検査、いじめに関するアンケート、心のアンケートなどの原本の一次資料および調査や聴取の結果を記録した文書等の二次資料、調査報告書は当該生徒の卒業後5年間保存する。

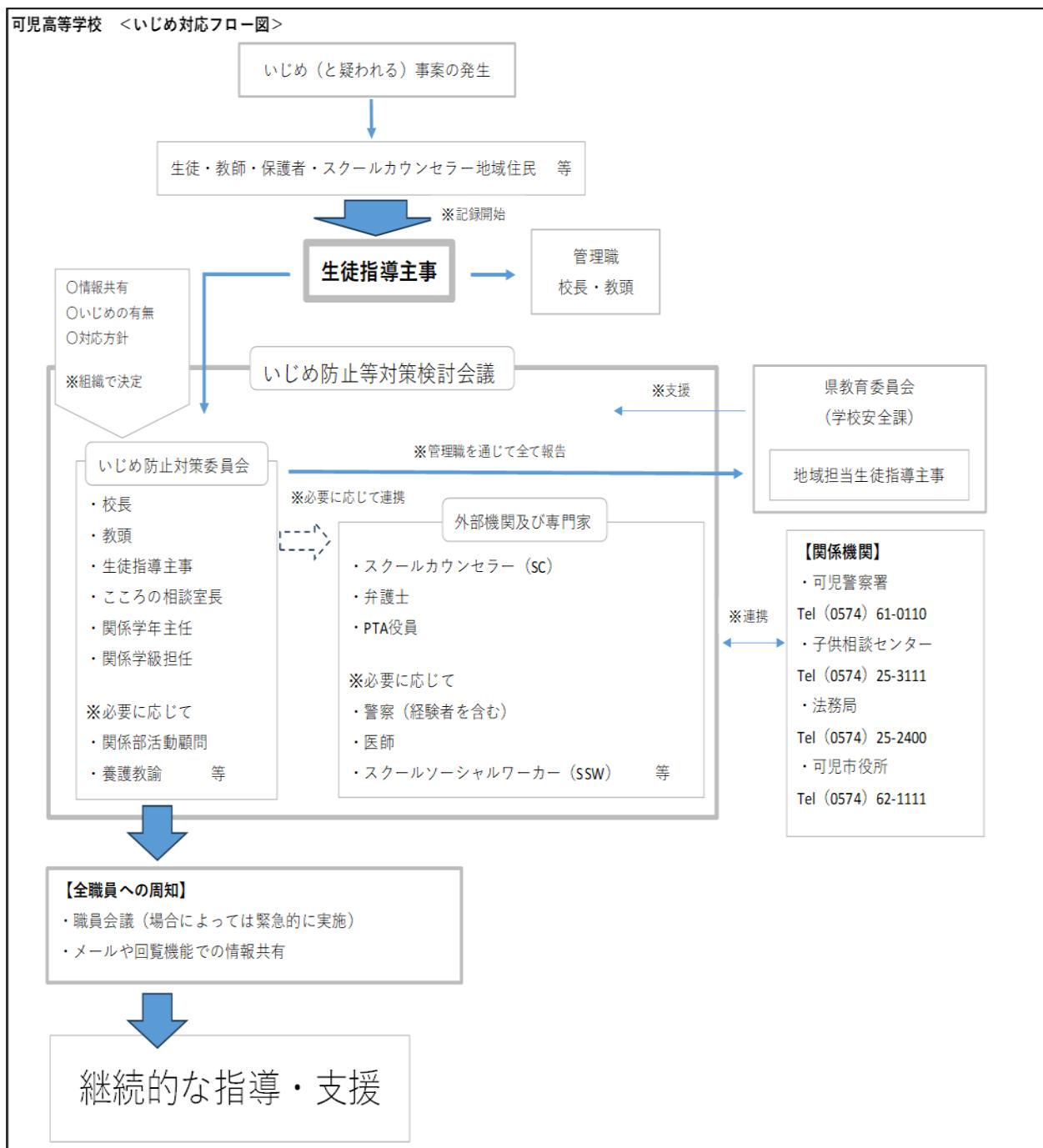
○いじめの早期発見・早期対応をするため、学校の教職員は『早期発見・事案対処マニュアル』を参照し、速やかにいじめ防止対策委員会にいじめに係わる情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

[組織の対応]

- ・生徒支援部と学年会による対応
- ・いじめ防止対策委員会による対応
- ・いじめ防止等対策検討会議による対応

[対応順序]

- ・いじめの組織的な対応を徹底する観点から『いじめ対応フロー図』を定める。



いじめ問題に関する学校の取組 ～主な流れ～

可児高等学校

いじめ防止対策委員会の設置と学校としての取組の策定

年間を通した取組

いじめを起こさないための日常の取組　　いじめを早期に発見するための取組

いじめの訴え、いじめに関する情報、いじめと思われる状況の察知

- 日常における児童生徒の兆候を把握する。(担任・全教職員)
- 養護教諭やスクールカウンセラー等の専門性を生かす。

管理職等への報告、事実確認等の対応の決定

- いじめの判断は、一人でない。(生徒指導主事、学年主任等への報告・協議)
- 校長へ迅速に報告し、初動対応の方向を決定する。
- 情報の提供者に迷惑がかからないよう配慮する。

関係児童生徒からの事実の確認

- 複数の教員で対応し、個別で話を聞く。 ●共感的に聞き、事実を確実につかむ。

いじめ防止対策委員会において対応方針の決定

- いじめた子、いじめられた子に対する具体的な指導・支援の手順等を検討する。
- HR担任一人に任せることなく、役割分担を明確にする。
- 校長のリーダーシップの下、決定した対応方針を職員間で共通理解する。

他の児童生徒への指導・支援

- 新たないじめを防止するための指導・支援を行う。
- 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させる。

関係機関との連携

- 教育委員会、警察、子ども相談センター、市町村、民生委員、専門医等と連携・協力を図る。(情緒不安定、恐喝や暴行等の犯罪行為)

いじめられた児童生徒、保護者への対応

- 保護者からの訴えや相談には、気持ちに寄り添い、親身になって応じる。
- 解決に向けて保護者と共に支援する体制をつくる。
- カウンセリング等の継続支援を行う。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行う。

いじめた児童生徒、保護者への対応

- 行った行為について、許されないことを十分に自覚させ、解決方法等と一緒に考える。
- いじめを繰り返さないためにいじめの背景にあった状況について一緒に考える。
- 家庭訪問は、原則として複数教員で行い、指導について説明し、理解を得る。

継続的な指導・支援、その見直し

いじめの解消

いじめ防止対策委員会における取組の定期的な見直し

早期発見・事案対処マニュアル

初期対応	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理職に第一報 <input type="checkbox"/> 複数の教職員で対応 <input type="checkbox"/> 事実確認 <ul style="list-style-type: none"> * 対象生徒、関係生徒、への事情の聴き取り、教育相談係への相談状況等の確認 * 対象生徒の心情に寄り添いつつ、中立の立場に立って、行為としての事実を確認する * 必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する <input type="checkbox"/> 関係生徒の保護者への連絡 <input type="checkbox"/> 対象生徒の保護者への連絡 								
情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 対象生徒・関係生徒・周囲にいた生徒から事情の聴き取り <ul style="list-style-type: none"> * 対象生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、関係生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する * 関係生徒からの聴き取りでは、その場で判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、関係生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける * 不測の事態に備え、生徒は一人にしない * 関係生徒が複数いる場合は、複数の教職員でそれぞれ別室で聴き取る * 生徒自身に状況を書かせる <input type="checkbox"/> 場合によっては、関係機関（警察等）や中学校の状況を出身中学校等に問合せ <input type="checkbox"/> 情報を時系列で詳細かつ正確に記録（事実のみ 5 W 1 H で記載） 								
報連相	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理職に報告した上でいじめ防止対策委員会の開催 <input type="checkbox"/> 情報集約 <input type="checkbox"/> 対象生徒・保護者への対応・支援、関係生徒・保護者への指導・支援 <input type="checkbox"/> 他の生徒への対応 <input type="checkbox"/> 今後の対応策、役割分担、指導方法等の原案作成 <input type="checkbox"/> 緊急職員会議の開催 <input type="checkbox"/> * 全教職員への周知と共通認識を図る * 今後の対応策の見当と役割分担 <input type="checkbox"/> 関係機関（警察等）との連携について協議 <input type="checkbox"/> 地域担当生徒指導主事に報告 <input type="checkbox"/> 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 <input type="checkbox"/> * 電話連絡の後、第一報報告様式で報告 Tel 058-272-1111(内線 3143) <input type="checkbox"/> 場合によっては、PTA会長に報告 								
生徒への対応	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">対象生徒</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">関係生徒</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> * 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する * 今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア </td><td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導・支援する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">周囲の生徒への対応</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 <ul style="list-style-type: none"> * その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からぬよう配慮する * 驚ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないよう指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる </td></tr> </tbody> </table>	対象生徒	関係生徒	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> * 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する * 今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導・支援する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う 	周囲の生徒への対応		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 <ul style="list-style-type: none"> * その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からぬよう配慮する * 驚ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないよう指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる 	
対象生徒	関係生徒								
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 共感的理解に基づく指導・支援 <ul style="list-style-type: none"> * 本人の不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、教職員が支えることを約束する * 今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する <input type="checkbox"/> 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す <input type="checkbox"/> 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う <input type="checkbox"/> 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導・支援する <input type="checkbox"/> 心のケアを行う 								
周囲の生徒への対応									
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 <ul style="list-style-type: none"> * その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聴き取る その際には情報提供者が誰なのか分からぬよう配慮する * 驚ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないよう指導する <input type="checkbox"/> 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる 									
保護者への対応	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">対象生徒の保護者</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">関係生徒の保護者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電話による概要説明 <input type="checkbox"/> * 事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 <ul style="list-style-type: none"> * 複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする * 詳細を説明し、誠意をもって対応する * 学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する * 場合によっては警察に被害届を出す </td><td style="padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） <input type="checkbox"/> * 複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える <input type="checkbox"/> * 温かい態度で接し、関係生徒への非難は避ける <input type="checkbox"/> * 関係生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 <input type="checkbox"/> * 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える <input type="checkbox"/> * 学校の指導・支援の在り方について説明する <input type="checkbox"/> * 対象生徒への対応（謝罪等）について相談する <input type="checkbox"/> * 事象の具体的な内容や対象生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する </td></tr> </tbody> </table>	対象生徒の保護者	関係生徒の保護者	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電話による概要説明 <input type="checkbox"/> * 事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 <ul style="list-style-type: none"> * 複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする * 詳細を説明し、誠意をもって対応する * 学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する * 場合によっては警察に被害届を出す 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） <input type="checkbox"/> * 複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える <input type="checkbox"/> * 温かい態度で接し、関係生徒への非難は避ける <input type="checkbox"/> * 関係生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 <input type="checkbox"/> * 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える <input type="checkbox"/> * 学校の指導・支援の在り方について説明する <input type="checkbox"/> * 対象生徒への対応（謝罪等）について相談する <input type="checkbox"/> * 事象の具体的な内容や対象生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する 				
対象生徒の保護者	関係生徒の保護者								
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 電話による概要説明 <input type="checkbox"/> * 事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る <input type="checkbox"/> 家庭訪問の実施 <ul style="list-style-type: none"> * 複数の教職員で家庭訪問し、（管理下で起きた場合は）管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする * 詳細を説明し、誠意をもって対応する * 学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する * 場合によっては警察に被害届を出す 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 概要説明（家庭訪問、保護者来校等） <input type="checkbox"/> * 複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える <input type="checkbox"/> * 温かい態度で接し、関係生徒への非難は避ける <input type="checkbox"/> * 関係生徒が複数いる場合は公平に対応する <input type="checkbox"/> 今後の対応策を相談 <input type="checkbox"/> * 保護者の心情を共感的に理解しながら、今後の支援の在り方について、共に考える <input type="checkbox"/> * 学校の指導・支援の在り方について説明する <input type="checkbox"/> * 対象生徒への対応（謝罪等）について相談する <input type="checkbox"/> * 事象の具体的な内容や対象生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する 								

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。

5 附則

平成26年4月1日	制定
平成27年4月1日	一部改訂
平成28年4月1日	一部改訂
平成29年4月1日	一部改訂
平成29年10月1日	一部改訂
平成30年10月1日	一部改訂
令和元年7月1日	一部改訂
令和元年12月1日	一部改訂
令和2年4月1日	一部改訂
令和3年3月31日	一部改訂
令和3年7月2日	一部改訂
令和4年3月22日	一部改正
令和5年3月23日	一部改正
令和6年3月22日	一部改正
令和7年3月21日	一部改正
令和8年1月28日	一部改正